

山元町空家等の適切な管理に関する条例（案）

パブリックコメントの結果について

実施期間：令和7年1月29日（水）から令和7年2月19日（水）まで

提出意見：2件

No.	意見	町の考え方
1	<p>条例第13条8の標識設置は有効な手段と考える。このため、「特定空家等」だけでなく「管理不全空家等」にも適用していただきたい。</p> <p>また、空家が手続き上、いま現在どの段階にあるのかについても、標識等により公表・表示していただきたい。</p> <p>[例]</p> <p>第一段階：調査着手</p> <p>第二段階：協議会に上程、特定空家に指定</p> <p>第三段階：助言指導中 → 勧告 → 命令 など</p>	<p>本条例については、基本的に「空家特措法」の規定に準拠しており、ここでいう「標識」については、法に基づく「命令」を行った特定空家等に設置するものとなりますのでご理解願います。</p> <p>なお、特定空家等及び管理不全空家等に対する措置等の進捗に関する周辺へのお知らせについては、対象空家周辺住民の不安解消を図る意味で意義あるものと考えますので、「空家特措法」や「同ガイドライン」、並びに先行自治体の周知方法等を確認しながら、検討のうえ対応して参ります。</p>
2	<p>条例第12条などに記載されている「相当の猶予期間」とはどの程度をさすのかももう少し具体的（最大〇日以内とか）に出来ないか。</p>	<p>本条例の条文については、基本的に「空家特措法」に則していますので、文章表現としてはこのような形となりますのでご理解願います。</p> <p>なお、「相当の猶予期間」については、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に一定の基準が記載されておりますので、本町においても同ガイドラインに沿い、対応して参ります。</p> <p>（参考）ガイドライン抜粋</p> <p>「勧告を受けた者が当該措置を行うことにより、その周辺の生活環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間を意味する。<u>具体の期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容によって異なるが、おおよそのところは、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とすることが考えられる。</u>」</p>